

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的・内容等

1 計画の目的

- (1) 「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、北方町防災会議が策定する計画であり、北方町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、町の地域における地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。
- (2) 地震災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できる限りその被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の内容

- (1) 「地震対策計画」は、「北方町地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震や東日本大震災を始めとする海溝型地震や阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- (2) 「地震対策計画」は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途具体的に定める。
- (3) 町は、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 3 条第 1 項に定める強化地域に指定されていないが、第 4 章は、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ同法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第 5 章は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号、平成 25 年一部改正）」第 5 条の規定に基づく推進計画とする。
- (4) 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

3 計画の構成

この計画は、町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

第1章 総則

第2章 地震災害予防

第3章 地震災害応急対策

第4章 東海地震に関する事前対策

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第6章 地震災害復旧

第2節 各機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急対策を実施する。また、町及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(5) 自主防災組織

大規模地震災害発生時においては、関係機関の活動が遅延し、又は阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般対策計画第1章第2節「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

3 住民等の基本的責務

(1) 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自

覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国その他防災関係機関が行っている防災活動に協力するなど、防災の寄与に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第3節 本町の特色及び災害要因

1 町地域の特徴

町の中心部から北側は扇状地であることから比較的地盤は良好だが、町南部は氾濫平野のため地盤が軟弱であり、液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。

今日、岐阜、西濃地域などの平野部は、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震のときとは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

2 災害要因

(1) 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。この歪による変形が、ある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている東海地震、東南海、南海地震は、この海溝型地震である。

(2) 内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

ア 根尾谷断層

1891年に本巣郡根尾村（現本巣市）を震源地として発生した濃尾地震は、根尾谷断層の活動により発生した地震であり、日本内陸部における有史以来最大の大地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向って本巣市根尾を横切り、本巣市（旧本巣町）、山田市、岐阜市、関市を経て美濃加茂市・可児市まで全長約80kmにわたる左横ずれ断層である。また、国の天然記念物に指定され、長さ約1kmにわたり、上下に約6m、水平に約3mずれた本巣市根尾水鳥の断層崖は、濃尾地震の地震断層として有名である。

イ 関ヶ原－養老断層系

滋賀県北部から伊吹山の西麓を通り、関ヶ原に伸びる断層（柳ヶ瀬－関ヶ原断層帯）と、養老山系東麓～桑名～四日市へ伸びる断層（養老－桑名－四日市断層帯）からなる。

ウ 阿寺断層帯

阿寺断層系は、岐阜県南東端の中津川市北東部から北西に向かって、中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧福岡町、旧付知町、旧加子母村）を経て、下呂市萩原町北部へ至る全長約 70km にも及ぶ大断層で、日本における第一級の左横ずれ断層として知られている。この断層は、中津川市坂下町における木曾川の河岸段丘面の段差をはじめとして、断層露頭、低断層崖、鞍部の接続などの断層地形が各所にみられる。

第4節 被害想定

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的見地を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。なお、自然現象には、大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意する。

1 南海トラフ巨大地震被害想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、中央防災会議防災対策推進検討会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成24年8月19日に南海トラフ巨大地震による被害想定について一次報告を公表した。また、岐阜県が県内に影響を及ぼす最大級の地震（海溝型地震及び活断層による内陸型地震）について独自調査を行い、平成25年2月8日に震度・被害想定・液状化危険度について公表した。

(1) 地震の予測、液状化の予測

南海トラフ巨大地震の発生の際の地震規模はM9.0程度と予測され、北方町内の震度は6弱となり、かつ3分程度継続して揺れるため、かなりの影響を受ける。町南部は、強い揺れに加えて継続時間の影響により、液状化の危険性が高いと予想される。

(2) 被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時(午後6時)及び人的被害が多く見込まれる就寝時(午前5時)における被害想定は、平成25年2月に岐阜県が実施した東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果によれば、以下のとおりである。

建物被害	全壊	231棟
	半壊	543棟
出火件数	午後6時	0件
	午前5時	0件
人的被害	午後6時	32人
	午前5時	57人

2 内陸型地震被害想定

岐阜県には、100に及ぶ活断層が分布するといわれており、東海地震や東南海地震等の海溝型地震のみではなく、あらゆる地震に対する備えが必要である。特

に、内陸型地震は、大きな被害が予想されており、過去の地震の傾向から海溝型地震に連動して、内陸型地震が発生する可能性があることから対策を併せて進める必要がある。

(1) 地震の予想

ア 阿寺断層系

震源域が、北方町域から約 50～70km 離れているが、想定地震規模がM7.9 と大きいと、町内の震度は 5 弱から 5 強となり、かなりの影響を受ける。特に震源に近い町南部では、強い地震動が予想される。

イ 関ヶ原－養老断層系

滋賀県北部から伊吹山の西麓を通り、関ヶ原に伸びる断層（柳ヶ瀬－関ヶ原断層帯）がM7.6 程度と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。養老山系東麓～桑名～四日市へ伸びる断層（養老－桑名－四日市断層帯）からなる関ヶ原－養老断層系における地震の規模は、県の被害想定でM7.7 程度とされ、町内の震度は 6 弱から 6 強と予想され、相当の地震動を受けることになり、震源に近く地盤が弱い南部ほど、地震動が強くなる。

ウ 濃尾断層帯

濃尾断層帯（主部／根尾谷断層）は、M7.3 程度、同（主部／梅原断層帯）は、M7.4 と地震調査研究推進本部が行っている長期評価で予想している。

(2) 被害想定

最も多くの出火が見込まれる冬の平日の夕食時(午後6時)及び人的被害が多く見込まれる就寝時(午前5時)における最大被害想定は、平成25年2月に岐阜県が実施した東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果によれば、以下のとおりである。

建物被害	全壊	426 棟
	半壊	997 棟
出火件数	午後 6 時	3 件
	午前 5 時	1 件
人的被害	午後 6 時	177 人
	午前 5 時	305 人

第2章 地震災害予防

第1節 防災協働社会の形成と調査研究等

1 防災協働社会の形成推進

(1) 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策の推進を図り、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を講ずる必要がある。特に地震災害による被害の軽減を図るには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、地震災害による被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

加えて、町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(2) 推進体制

ア 減災に向けた住民運動の推進

町は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努める。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

イ 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えについて促進を図る。

ウ 男女双方の視点を取り入れた防災体制の確立

町は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

2 震災に関する調査研究

(1) 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、軟弱地盤地帯における大規模開発、ライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図る。

(2) 対策

町は、岐阜県が公表した「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果（平成25年2月）」を基に、南海トラフ巨大地震や関ヶ原養老断層系における養老―桑名―四日市断層帯で地震が発生した場合に、町内で予想される地震の危険度を表した地震ハザードマップを作成しているが、引き続き最新の情報収集に努め、地震防災対策の充実強化を図る。

第2節 防災体制の整備

地震災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努めるとともに、各課が連携して地震災害活動を実施し被害の軽減を図る。

1 災害応急対策組織の整備

(1) 組織整備と事務分掌

町は、災害対策本部を効率的に運用するため、他都市の災害を含め地震災害時における災害対策本部の運用を検証し、組織及び事務分掌等について毎年検討を加えることにより、本計画の実効性を高める。

(2) 組織行動計画の具体化の推進

各課は、防災対策に関する所掌事務を確実に実施できるよう、災害応急対策マニュアル等において具体的な計画を定め、毎年見直しを行う。

(3) 迅速な参集体制の整備

町は、地震災害発生時に速やかに地震災害応急対策を実施するため、各課において緊急連絡網の徹底を図る。また、勤務時間外に大規模な地震が発生し、通常の交通機関の利用ができない状況等においても、応急対策が早期に実現できるように初動体制の強化に努める。

2 防災施設、設備等の整備

町は、地震災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(1) 消防施設、設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに火災通報施設その他の消防施設、設備の維持管理に努め、地震災害時の即応体制の確立を図る。また、岐阜市消防本部は、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対応するため、化学車、梯子車の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄整備を図る。

(2) 救助施設、設備等

岐阜市消防本部は、人命救助に必要な車両、救助器具、担架及び救命胴衣等の救助用資機材の整備充実を図るとともに、これらを有効に活用するため点検を定期的実施するなど適切な維持管理に努める。

(3) 消防団の強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備の充実、青年層、女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(4) 通信施設、設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るとともに、電話やインターネット等が途絶した場合においても通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。また、万一これらの施設等に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5) 災害対策本部施設の整備

町は、地震災害対策活動の中核拠点として、災害情報の収集伝達及び指揮命令機能を有する災害対策本部の強化を図るとともに、大規模な地震災害により本庁舎が損壊し、地震災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、北学園（後期課程）を代替施設とする。

(6) 防災拠点施設の整備

ア 町は、地域の災害対策活動を円滑に実施するため、地域避難拠点（小学校等指定避難所）、その他防災拠点の整備を進める。

イ 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害発生時に円滑な受援体制の確立を図るため、次の機能を有する町広域防災拠点施設の指定を行う。

(ア) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点

(イ) 物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための地域内輸送拠点

(ウ) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

ウ 県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害発生時に圏域内での災害対策活動を支援するため、圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

エ 県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、超広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図る。

(7) その他資機材、物資の調達

町は、地震災害により損壊した道路河川等の復旧等に必要な資機材及び食料、飲料水、その他生活必需物資等の調達を迅速に行うため、民間との協定の締結を推進するとともに、随時協定締結者に確認を行うなど調達体制の充実を図る。

第3節 火災予防対策

大規模地震災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となるおそれがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

1 火災予防の指導

(1) 地域住民に対する指導

岐阜市消防本部本巢署は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の研修会等において、火災予防の周知徹底、住宅火災警報器の設置指導など住宅防火対策の推進を図る。

(2) 要配慮者に対する指導

消防本部は、要配慮者宅（一人暮らしの高齢者等）を訪問し、住宅火災予防の啓発を行い、住宅火災による焼死防止対策の推進を図る。

(3) 防火対象物の管理者等に対する指導

ア 防火対象物における立入検査を実施し、特に、「消防法」で定める防火管理者、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成等を必要とする防火対象物については、消防法令を遵守するよう指導強化を図る。

イ 地震災害時等において大火とならないよう、「消防法」で規定する危険物施設等における立入検査は、計画的に実施し、消防法令を遵守するよう指導強化を図る。

2 初期消火体制等の確立

(1) 初期消火体制の確立を図るため、防災訓練等において初期消火訓練を実施する。

(2) 火災発生時における避難路の確保、延焼防止を実施するため、自主防災組織に対し、消火訓練を実施する。

3 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

岐阜市消防本部は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- ア 消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員の確保
 - イ 必要な資機材等の整備
 - ウ 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
 - エ 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化
- (2) 消防水利等の確保
- 町は、消防水利の基準に適合するよう消防水利を適正に配置するとともに、同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。
- ア 防火水槽の整備
 - イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
 - ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体との協議

第4節 まちの不燃化・耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物も倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての火災も各地で発生した。このため、建築物の耐震化、不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、密集市街地の整備等を推進し、想定を超える地震災害が発生した場合においても、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

1 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な町有建築物の耐震化

地震災害時に、応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要施設として指定し、耐震診断及び耐震補強工事等耐震化対策を講ずる。

(2) 一般建築物の耐震化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化の推進を図る。特に大規模地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断、耐震改修については重点的に推進する。

ア 耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

イ 建築物等耐震化促進事業の実施

建築物等耐震化促進事業については、一定の条件により、次のとおり補助金を支給し促進を図る。

(ア) 木造住宅耐震診断（無料耐震診断）

(イ) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金

(ウ) 建築物耐震診断補助金

(エ) 特定建築物及び分譲マンション耐震補強工事費補助金

ウ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強等についての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

エ 建築士会等の協力

建築物の設計、施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震化の推進に努めるとともに、「岐阜県建築物地震対策推進協議会(平成22年8月23日創設)」を通じて被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成等に努める。

(3) 被災した建築物、宅地の危険度判定体制の整備

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める「判定要綱」及び「判定業務マニュアル（震前対策編）」に基づき、平常時から事前に準備するよう努める。

(4) 一般建物の窓ガラス等の落下物防止対策

地震災害時に一般建物の建築物の窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(5) ブロック塀(石塀を含む)の倒壊防止対策

住民に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。また、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対しては、「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）」に定める基準の遵守を指導する。

(6) 耐震シェルター等の設置促進

町は、地震発生時に自力で迅速に避難することが困難である高齢者等の生命、身体の安全を確保するため、一定の条件により耐震シェルター等の設置に対し補助金を支給し、設置促進を図る。

2 建築物不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し、地震による火災により多くの被害が発生するおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建設を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

防火、準防火地域以外の市街地における木造等建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の検討をする。

(3) 建築物の防火の促進

建築物の新築、増改築等における防火については、建築基準法に基づき指導するとともに、既存建築物については事業の推進を図る。

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設の整備

地震災害発生後の緊急輸送を確保等するため、道路、橋梁等の耐震性の向上等の防災対策等の推進を図る。

ア 道路の整備

道路防災総点検等に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次、対策を実施する。

イ 橋梁の整備

道路防災総点検等に基づき、緊急性の高い橋梁について、順次、耐震補強を実施する。

(2) 河川管理施設の整備

安全と利用の両面から、河川管理施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災、避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時における避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、消火活動に河川水を利用できるよう、河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)また、用水路、ため池等が利用できるよう改善を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

地震災害により堤防決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

4 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、被害の軽減を図るため、土地利用の規制、誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止又は避難場所としての防災効

果を発揮する、防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地については、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

イ 住環境整備事業の推進

不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ 土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

第5節 ライフライン施設対策

一般対策計画第2章第7節「ライフライン施設の予防対策」を準用する。

第 6 節 文教関係の予防対策

一般対策計画第 2 章第 8 節「文教関係の予防対策」を準用する。

第 7 節 防災思想・防災知識の普及

一般対策計画第 2 章第 9 節「防災思想・防災知識普及活動」を準用する。

第8節 防災訓練

防災訓練は、災害応急対策が迅速かつ的確に実施することを目的に行い、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した実効性の高いものとするよう努める。

1 訓練方法

内陸型地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練、更には、南海トラフ巨大地震を想定した訓練など、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び地震災害発生時に「自らが何をすべきか」を考えるとともに、地震災害に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発を図る。

(3) 要配慮者等への配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

2 訓練種別

(1) 総合防災訓練

町、県、指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。また、災害応援に関する協定に基づく団体、ボランティア団体等に対し訓練の参加を求める。

訓練科目	訓練実施機関
地震情報等伝達訓練	町内各関係防災機関等
避難訓練	警察、消防機関等
救出訓練	警察、消防機関、自衛隊

医療訓練	民間医療機関
炊出しその他救出等訓練	町内各奉仕団、自主防災組織団体
消防訓練	消防機関等
広域応援訓練	応援協定締結機関
その他訓練	関係機関

(2) 地域防災訓練

地域住民による自主防災組織が主となり、地域住民による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護訓練及び避難所開設訓練を実施する。訓練は、集合型防災訓練、発災型防災訓練又は災害図上訓練（D I G）などにより実施する。

(3) その他の地震防災訓練

町は、次の地震防災訓練を適宜、繰り返し実施する。

ア 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等に関する訓練

イ 動員訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練

ウ 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

(4) 町は、訓練での課題等を整理し、必要に応じ改善措置を講じる。

第 9 節 自主防災組織の育成と強化

一般対策計画第 2 章第 11 節「自主防災体制の育成と強化」を準用する。

第 10 節 避難対策

一般対策計画第 2 章第 12 節「避難対策」を準用する。

第 11 節 必需物資の確保対策

一般対策計画第 2 章第 13 節「必需物資の確保対策」を準用する。

第 12 節 医療（助産）救護体制の整備

一般対策計画第 2 章第 14 節「医療（助産）救護体制の整備」を準用する。

第 13 節 ボランティア活動の環境整備

一般対策計画第 2 章第 15 節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第 14 節 広域応援体制の整備

一般対策計画第 2 章第 16 節「広域応援体制の整備」を準用する。

第 15 節 防災通信設備等の整備

一般対策計画第 2 章第 17 節「防災行政無線施設等の整備」を準用する。

第 16 節 緊急輸送網の整備

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送を確保の観点から、広域的な役割を果たすもの、地区内の地震災害応急対策の輸送の役割を果たすもの等、その役割により区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

ア 第 1 次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次、第 2 次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路管理者は、社会資本整備重点計画に基づき整備の推進に努める。

(3) 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占有を原則認めないものとする。

2 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急、救助の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定、確保する。

3 沿道建築物等の耐震化

町は、緊急輸送道路沿道建築物等の中で、緊急輸送時の障害となる可能性が高い建築物等の耐震化推進に努める。

第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般対策計画第 2 章第 19 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 18 節 防疫対策

地震災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が增大することから、「避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」等により、的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

町は災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

福祉班及び健康班は、防疫用薬剤を備蓄するとともに、調達計画を策定する。

3 感染症患者等に対する搬送体制の確立

健康班は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の連携に努めるとともに、搬送体制の確立を図る。

第 19 節 液状化対策

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

1 液状化危険度に関する意識啓発

町は、過去の土地利用の経過など把握を進め、一般住宅の予防的工法の周知など、液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発する。

2 建築物の液状化対策

町は、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築物については、地盤改良等安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。また、地域防災拠点や避難所等の公共施設の液状化対策等について検討し、液状化による被害の軽減を図る。

3 消防水利の液状化対策

町は、消防水利の液状化対策等を進めるとともに、代替水利の確保に努める。

4 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害による二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

5 ライフライン施設の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設の被害を防止できる対策を検討する。

第 20 節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、大規模災害発生時においても適切な業務の執行を図る。

1 行政におけるBCPの策定

(1) BCPの特に重要な6要素

「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月内閣府（防災担当）の「特に重要な6要素」をBCPの中核として策定する。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気、水、食料等（職員用）の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(2) 災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

ア 各課は、通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務、地域防災計画に定める災害応急対策業務、災害復旧業務又は災害発生後の新規発生業務のうち優先度の高い業務（以下「非常時優先業務」という。）を定めるとともに、当該業務を踏まえた部内における応援可能リストの作成、各部所管の施設のライフラインの寸断に対する計画及び所属職員の執務環境に関する計画を定め、課内における業務継続のために必要な個別計画を策定する。

イ 町は、安否確認マニュアルを作成し、各課が定めた非常時優先業務を踏まえて、その状況に応じた応援可能リストの作成及び職員の執務環境に関する計画の策定のための指針を示すとともに、庁舎のライフライン（各部所管の施設等は除く。）の寸断に対する計画を策定し、各課に対して、人事管理及び庁舎等財産管理並びに通常業務における危機管理について、「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供等を行う。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

町は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存を図る。

第 21 節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続、あるいは早期に復旧させるためのBCPの策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。町及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割を十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 企業の取り組み

企業は、大規模地震発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを定める。

(4) 地域貢献、地域との共生

大規模地震が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供、更には、技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動を行う。また、平常時からこれら主体との連携を密にする。

2 企業防災の促進のための取り組み

町、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかける。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発する。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、町は、策定している地震災害被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

町は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

地震は風水害等の災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に機能する体制づくりを整備する必要がある。職員の被災及び交通網の途絶による未参集や庁舎等の被災を考慮し、迅速かつ柔軟な初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項については、一般対策計画第3章第1節「町本部活動体制」に定めるところによる。

1 動員基準

職員の動員基準は次のとおり。

体制	地震（震度）※
第一準備体制	町内で震度3の地震発生を公表したとき
第二準備体制	町内で震度4の地震発生を公表したとき
警戒体制	町内で震度5弱の地震発生を公表したとき
非常体制	町内で震度5強の地震発生を公表したとき

※発表は全て岐阜地方気象台

2 配備体制

町は、町内で動員基準に該当する地震が発表されたときに次の配備体制を構築し、本計画に定める災害予防、応急対策を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

体制	地震（震度）	内容	動員
準備体制	1 町内で震度3の地震発生を公表したとき	1 情報収集及び伝達活動 2 第二準備体制への移行の検討	・総務危機管理課職員 (1人)
	2 震度情報システムで震度3を感知したとき		
準備体制	1 町内で震度4の地震発生を公表したとき	1 情報収集及び連絡活動 2 警戒体制への移行の検討 3 町施設の被害確認	・総務危機管理課職員 (3人)
	2 震度情報システムで震度4を感知したとき		

(災害警戒本部設置) 警戒体制	1 町内で震度 5 弱の地震発生を発生したとき 2 震度情報システムで震度 5 弱を感知したとき	1 情報収集及び連絡活動 2 パトロール等警戒活動 3 避難・被害状況把握 4 非常体制への移行の検討 5 情報提供 (住民等)	・総務危機管理課全職員 ・総合政策課全職員 ・都市環境課全職員 ・各課長及び町長が指名した課内職員
(災害対策本部設置) 非常体制	1 町内で震度 5 強の地震発生を発生したとき 2 震度情報システムで震度 5 強を感知したとき	1 各々の役割に応じた災害応急対策業務	・全職員

3 災害対策本部等の設置・解散等

震度 5 弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。なお、震度 4 以下の地震が発生した場合、被害の状況に応じ総務課長は、災害対策本部の設置について副町長に報告後、町長に意見を具申することができる。

(1) 設置場所

災害対策本部は、本庁舎 2 階大会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、北学園（後期課程）に設置する。

(2) 解散

町長は、地震災害に伴う災害応急対策が概ね終了したとき、災害対策本部を解散する。

4 北方町災害対策本部

一般対策計画第 1 章第 5 節 2「北方町災害対策本部」を準用する。

5 現地災害対策本部

(1) 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域の適切な場所又は地域公民館に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部の組織は、次による。

ア 現地本部長 都市環境課長

イ 現地副本部長 都市環境班長

ウ 現地本部員 総務班（1名）・都市環境班（2名）・応援職員（適宜）

6 地域災害対策本部

- (1) 自主防災隊長は、次により地域公民館等に地域災害対策本部を設置する。
- ア 地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたとき。
 - イ 町本部から、地域災害対策本部の設置要請があったとき。
- (2) 地域災害対策本部の組織
- 地域災害対策本部の組織は、各地域で策定する地区防災計画等による。。；；

7 伝達手段

(1) 勤務時間内

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
第二準備体制	総務危機管理課	全職員	庁内放送 庁内メール
警戒体制			
非常体制			

(2) 勤務時間外

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
第二準備体制	宿日直	総務危機管理課職員	電話連絡
警戒体制	総務危機管理課	各課長	
非常体制			

※地震災害時における非常体制の参集は、原則、自己覚知により参集する。なお、各課は、緊急連絡網を作成し必要な情報を伝達すること。

8 本部職員の証票等

一般対策計画第3章第1節8「本部職員の証票等」を準用する。

第2節 災害対策要員の確保

大規模地震災害発生時において、地震災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害対策要員を確保する。

なお、この計画中に定めのない事項については、一般対策計画第3章第2節「災害対策要員の確保」に定めるところによる。

1 動員の体制

(1) 動員人員

ア 準備体制及び警戒体制

本編第3章第1節2「配備体制」に定める人員とする。

イ 非常体制

職員全員とする。

(2) 動員の計画

各課は、動員の系統、職員の動員順序、あるいは連絡の方法について、具体的な計画を災害応急対策マニュアルで定める。

(3) 自主参集

職員は、勤務時間外において動員の連絡がない場合においても、報道等により災害が発生し、又は発生の恐れがあることを覚知した場合は、自ら参集することを所属長に連絡後、速やかに勤務場所に参集する。

(4) 参集を除外する者

次の者は、参集を除外する。

ア けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ その他所属長が参集を除外すると認めた職員

2 参集時の注意事項

(1) 参集者の服装・携行品

参集者は、応急活動に適した服装で、手袋、タオル、懐中電灯、食糧、飲料水、その他非常用品等を携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

参集途上において救助等を要する災害現場に遭遇したときは、必要に応じて付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、所属に連絡する。

3 初動特別班

職員参集に時間を要するときは、先着した職員により事務分掌を越えて初動特別班を編成し、以下の初動対応を行う。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等に関する情報収集
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 防災用資機材の調達・手配
- (5) 広報車、防災行政無線等に住民への情報伝達
- (6) 避難所の開設
- (7) 支援物資調達準備
- (8) 広域応援要請等の検討

4 町以外の関係機関による動員（応援）

地震災害応急対策実施のための要員が、町地域において確保できないときは、県支部の担当班に応援要請する。

(1) 応援要請先

県支部の応援要請先は、次による。

- ア 医療関係者 県支部保健班
- イ 家畜医療関係者 県支部家畜保健衛生班
- ウ 土木建築関係者 県支部土木班
- エ 水道工事関係者 県支部保健班
- オ 一般労務者（救助用賃金職員） 県支部総務班（救助係）
- カ 市町村所属奉仕団 県支部総務班（救助係）

(2) 応援要請手続き

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員
- ウ 就労期間（○日○時～○日○時）
- エ 集合の場所（移送の方法）
- オ 携行品その他必要条件

第3節 ボランティア対策

一般対策計画第3章第3節「ボランティア対策」を準用する。

第 4 節 自衛隊災害派遣要請

一般対策計画第 3 章第 4 節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第5節 災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

なお、応援要請については、一般対策計画第2章第16節「広域応援体制の整備」を準用する。

第 6 節 交通応急対策

一般対策計画第 3 章第 5 節「交通応急対策」を準用する。

第 7 節 輸送対策

一般対策計画第 3 章第 6 節「輸送計画」を準用する。

第 8 節 通信の確保

一般対策計画第 3 章第 7 節「災害通信計画」を準用する。

第9節 地震情報の受理・伝達

地震災害応急対策活動に役立てるため、岐阜地方気象台、県本部等からの地震情報を迅速かつ的確に収集し、伝達する。

1 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内の観測点で震度1以上を観測した場合、又は必要と認める場合は、次のとおり地震情報を発表する。

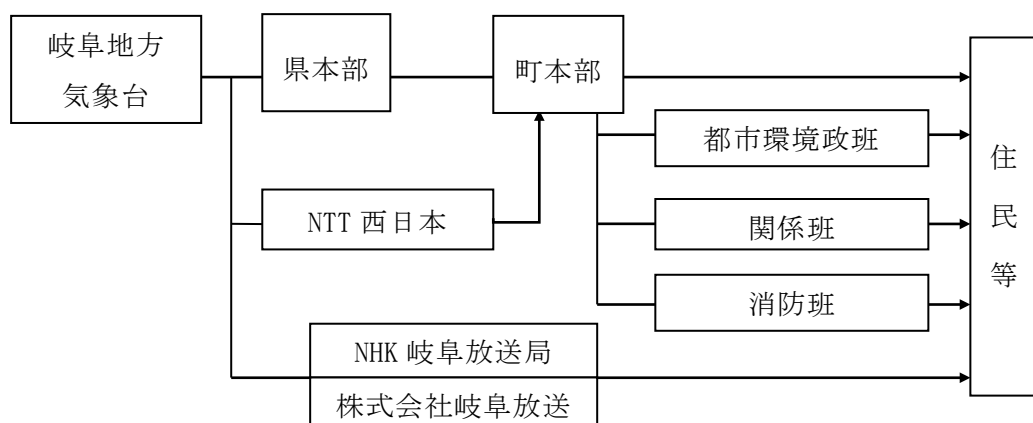
情報の種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上を観測した地域名（全国約180に区分）と地震、地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※なお、震度速報、震源に関する情報、震源、震度に関する情報で用いる地域名は、岐阜県の場合、「岐阜県飛騨」、「岐阜県美濃東部」、「岐阜県美濃中西部」となり、北方町は「岐阜県美濃中西部」に属する。

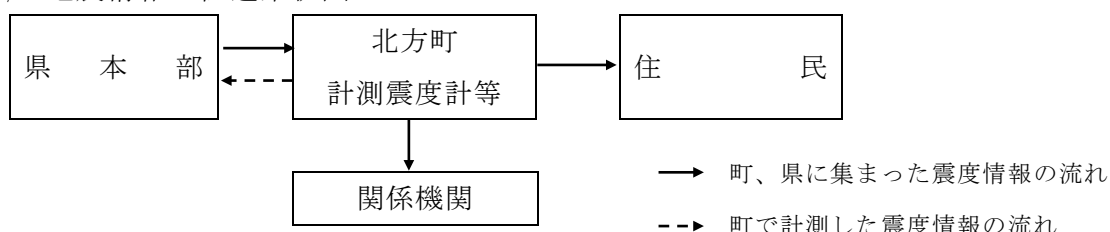
2 地震情報の伝達体制

町は、震度5弱以上の地震情報を受理したときは、直ちに同報系防災行政無線子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達するとともに、被害が発生するおそれがある場合には、避難の勧告、指示等の措置を行う。

(1) 震度情報の伝達系統図



(2) 地震情報の伝達系統図



3 緊急地震速報の伝達

町は、J-ALERT システムで受信した緊急地震速報を防災行政無線で住民に伝達するとともに、北方町緊急地震速報受配信システムにより、本庁舎、教育施設、福祉施設、その他不特定多数の者が出入りする町有施設に伝達する。

第 10 節 地震災害情報等の収集・伝達・報告

一般対策計画第 3 章第 9 節「災害情報等の収集・伝達・報告」を準用する。

第 11 節 災害広報

一般対策計画第 3 章第 10 節「災害広報」を準用する。

第 12 節 消防活動

一般対策計画第 3 章第 12 節「消防活動」を準用する。

第 13 節 県防災ヘリコプターの活用

一般対策計画第 3 章第 14 節「県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第 14 節 災害救助法の適用

一般対策計画第 3 章第 15 節「災害救助法の適用」を準用する。

第 15 節 避難対策

一般対策計画第 3 章第 16 節「避難対策」を準用する。

第 16 節 建築物・宅地の危険度判定

大規模地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）が定める「判定要綱及び判定業務マニュアル」に基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

1 判定実施本部の設置等

(1) 判定実施本部の設置

町本部は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合又は宅地が大規模かつ広範囲に被災し危険度判定を要すると判断した場合は、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。

(2) 判定実施本部長

判定実施本部長は、都市環境課長とし、判定実施者は都市環境班員とする。

2 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定士の要請

判定実施本部は、都市環境班の職員のみでは被災建築物危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 判定作業の準備

都市環境班は、判定がスムーズに行えるよう判定作業日までに以下を準備する。

ア 判定マップと判定街区の割り当て

イ 判定士受入れ名簿と判定チーム編成

ウ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品

エ 判定建物の範囲（規模、用途）

(3) 判定作業の広報

町本部は、同報系防災行政無線やマスコミ機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4) 判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に「緑：調査済」「黄：要注意」「赤：危険」を表示する。

(5) 判定結果の集計・報告

被災建築物応急危険度判定士は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

3 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の要請

判定実施本部は、都市環境班の職員のみでは被災宅地危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 調査対象施設

擁壁、宅盤、切土、盛土、排水施設、その他

(3) 調査期間

地震災害発生後、速やかに実施し、2週間程度以内に終了する。

(4) 判定作業の広報

町本部は、同報系防災行政無線やマスコミ機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(5) 判定結果の表示

被災宅地危険度判定士は、応急危険度判定結果を、見やすい位置に「大：立ち入り禁止」「中：立ち入り制限」「小：当面問題なし」を表示する。

(6) 判定結果の協力依頼

判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力依頼あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難勧告、応急措置等を行う。

(7) 判定結果の集計・報告

被災宅地危険度判定士は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

第 17 節 食料供給活動

一般対策計画第 3 章第 17 節「食料供給活動」を準用する。

第 18 節 給水活動

一般対策計画第 3 章第 18 節「給水活動」を準用する。

第 19 節 生活必需品供給活動

大規模地震災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することが出来ない状態にある者に対して支給又は貸与するため、供給計画等に基づき迅速に適切な措置を行う。

なお、この計画中に定めのない事項については、一般対策計画第 3 章第 19 節「物資供給活動」に定めるところによる。

1 避難所における供給計画

避難所における供給計画は次のとおり。

段階	内容	品名
第一段階	生命の維持	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階	心理・身体面への配慮	下着、タオル、洗面用具、生理用品
第三段階	自立心への援助	鍋、ヤカン、食器類（自炊用）、衣類等

2 生活必需品の支給品目

生活必需品は、現物をもって行う。

供給品目	品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、まな板、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、石鹸等
光熱材料	マッチ、ろうそく、ライター、固形燃料、懐中電灯等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

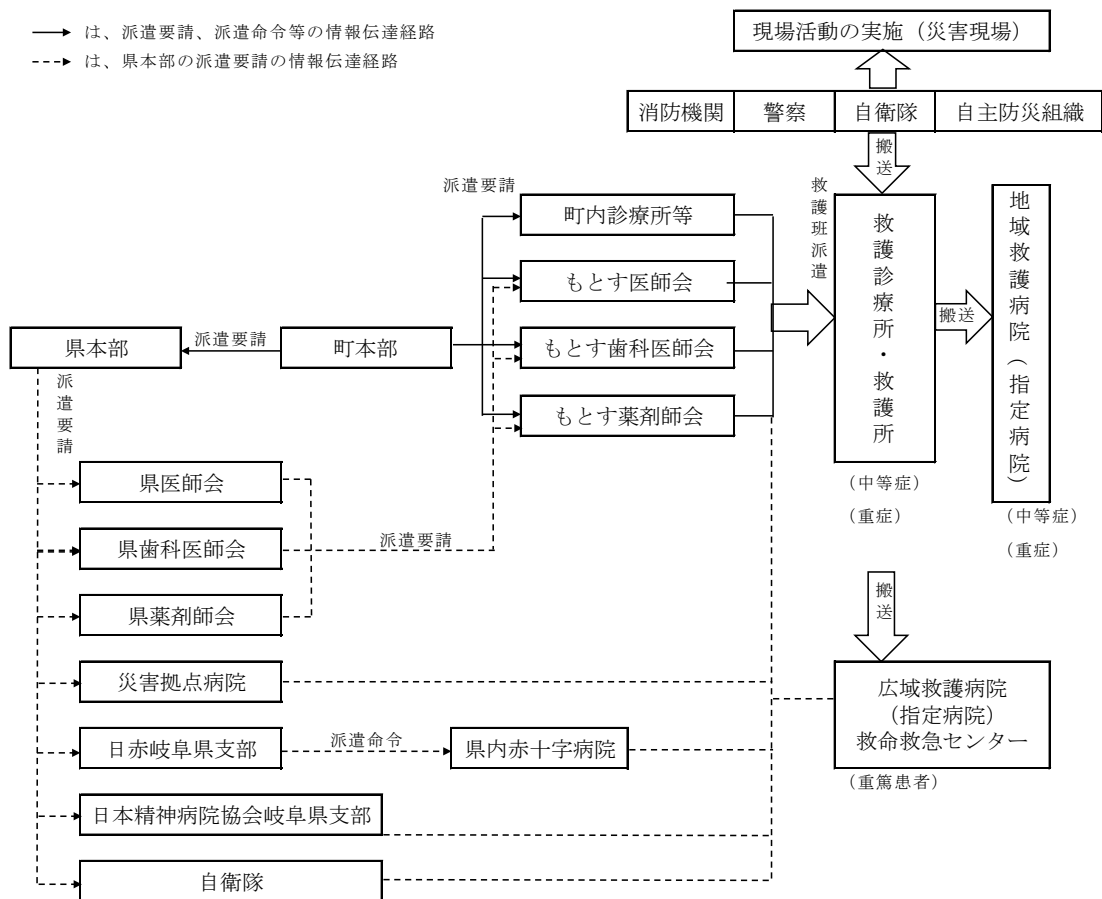
第 20 節 応急住宅対策

一般対策計画第 3 章第 20 節「応急住宅対策」を準用する。

第 21 節 医療・救護活動

医療機関の被害状況を早急に把握し、一般対策計画第 3 章第 21 節「医療、救護活動」を準用して迅速に医療救護活動体制を編成する。しかし、大規模地震の発生により、医療機関自体が被害を受けて診療機能が低下する一方で、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められ、また、医療機関は被災しなくても、ライフラインの途絶により高度な医療行為ができなくなる恐れがあるため、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

1 医療（助産）救護活動体制



第 22 節 救助活動

一般対策計画第 3 章第 22 節「救出活動」を準用する。

第 23 節 遺体の捜索・取扱い・埋葬

一般対策計画第 3 章第 23 節「遺体の捜索・取扱い・埋葬」を準用する。

第 24 節 防疫・食品衛生活動

一般対策計画第 3 章第 24 節「防疫・食品衛生活動」を準用する。

第 25 節 保健活動・精神保健

一般対策計画第 3 章第 25 節「保健活動・精神保健」を準用する。

第 26 節 清掃活動

一般対策計画第 3 章第 26 節「清掃活動」を準用する。

第 27 節 文教災害対策

大規模な地震が発生した場合、児童生徒の安全確保を最優先とし、安否確認を迅速に行う。学校施設等は避難所として使用され、その使用が長期化する場合は、避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。なお、この計画中に定めのない事項については、一般対策計画第 3 章第 27 節「文教災害対策」を準用する。

1 児童生徒の安全確保

大規模な地震が発生した場合、学校長は、あらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の安全確保、安否確認に努め、その状況を教育班に報告する。

(1) 在校中

- ア 児童生徒を所定の場所へ避難誘導して安否確認し、保護者等へ引き渡す。
- イ 留守家庭等で引き渡しができない児童生徒については、引き続き保護する。

(2) 登下校中

- ア そのまま登校又は学校に引き返した児童生徒については、保護して安否確認したあと、保護者等へ引き渡す。
- イ 登校又は学校に引き返さなかった児童生徒については、電話等で安否確認する。

第 28 節 文化財、その他の文教関係施設の応急対策

一般対策計画第 3 章第 28 節「文化財、その他の文教施設関係の応急対策」を準用する。

第 29 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

一般対策計画第 3 章第 29 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 30 節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動しているときに大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。なお、多くの人が一斉に帰宅しようとする、各地で混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、火災や沿道建物からの落下物により死傷するなど、大変危険な状態になるほか、救助・救命活動や消火活動、救援物資輸送などの応急対策活動の妨げにもなるため、まずは、むやみに移動を開始しないことを原則とする。

1 事業所における帰宅困難者対応体制の整備

地震災害により、公共交通機関が途絶した場合、通勤、通学者の中から多数の帰宅困難者が発生するおそれがあり、帰宅困難者の関係のある企業、学校、宿泊施設（以下この節において「事業所」という。）において応急対策を実施する必要がある。そのため、事業所においては、一定期間従業員が滞在できるよう、食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進めるなど、対策の推進に努める。

2 情報提供

町は、災害発生当初は、固定電話や携帯電話はかかりにくくなる可能性があるため、安否確認の手段として、災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話災害用伝言板、web171 などの利用について広報する。

また、防災行政無線、報道機関、インターネット等により、帰宅困難者に次の情報を提供する。

- (1) 余震、火災、建物被害情報
- (2) 鉄道、道路の被害状況、運行状況や代替輸送の情報
- (3) 帰宅経路情報
- (4) 帰宅支援施設情報
- (5) コンビニエンスストア等の支援ステーションの情報

3 避難所対策、救援対策

事業所等での対応ができない帰宅困難者に対する対策は、次による。

(1) 避難所対策

町は、必要に応じ、地域の避難状況を確認し、収容可能な避難所に収容する。

(2) 救援対策

町は、食料、飲料水、災害用簡易トイレ、寝袋等を備蓄し、帰宅困難者を救援する。

第 31 節 愛玩動物等の救援

一般対策計画第 3 章第 30 節「愛玩動物等の救援」を準用する。

第 32 節 産業応急対策

一般対策計画第 3 章第 31 節「産業の応急対策」を準用する。

第 33 節 公共施設の応急対策

一般対策計画第 3 章第 32 節「公共施設の応急対策」を準用する。

第 34 節 ライフライン施設の応急対策

一般対策計画第 3 章第 33 節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第 35 節 危険物等災害対策

一般対策計画第 3 章第 34 節「危険物等災害対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の情報が発表され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図るものである。

2 東海地震に関する事前対策の性質

- (1) 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害を軽減するため、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。なお、本町は「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第3条第1項に定める強化地域に指定されていないが、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ、計画を作成する。
- (2) 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、本篇第3章「災害応急対策」に定めるところにより対応する。
- (3) 町及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいて、それぞれ必要な具体的対策等を定め、その実施に万全を期す。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節に準ずる。

4 東海地震に関する情報

東海地震に関連する情報は、危険度が低い情報から順に「東海地震に関連する調査情報（臨時、定例）」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」で、次のとおり気象庁が発表する。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時、定例）
 - ア 臨時

東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合（東海地域における少なくとも歪計 1 箇所では有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が想定震源域内またはその近傍で発生した場合で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等）に発表。

イ 定例

毎月の定例の判定会で評価した結果を発表（防災対応は、特になし）

(2) 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合（東海地域における歪計 2 箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等）に発表。

(3) 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合（東海地域における歪計 3 箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等）に発表。

6 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する対策及び警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

7 地震防災応急計画の作成

警戒宣言発令時対策を円滑に行うため、事業所等は事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

第2節 活動体制

注意情報の発表があった時又は警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止等を図るため、町は必要に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等とともに、東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する。

なお、この計画中に定めのない事項については、本編第3章第1節「活動体制」に定めるところによる。

1 町の体制

体制	地震（震度）	東海地震の情報	動員
準備体制	1 町内で震度3の地震発生を発表したとき 2 震度情報システムで震度3を感知したとき	・東海地震に関する調査情報（臨時）	・総務危機管理課職員（1人）
	1 町内で震度4の地震発生を発表したとき 2 震度情報システムで震度4を感知したとき		
（災害警戒本部設置） 警戒体制	1 町内で震度5弱の地震発生を発表したとき 2 震度情報システムで震度5弱を感知したとき	・東海地震注意情報	・総務危機管理課全職員 ・総合政策課全職員 ・都市環境課全職員 ・各課長及び町長が指名した課内職員
（災害対策本部設置） 非常体制	1 町内で震度5強の地震発生を発表したとき 2 震度情報システムで震度5強を感知したとき	・東海地震予知情報	・全職員

2 準備体制

町は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき準備体制をとり、

情報収集、各関係機関、住民への情報伝達を行う。

3 警戒体制（災害警戒本部設置）

町は、東海地震注意情報が発表されたとき災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

4 警戒体制の強化（更に現象が進展した場合）

町は、東海地震注意情報が発表され、更に現象が進展した場合には、警戒体制を強化し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。なお、分担任務については、下記に定めるほか各部の災害応急マニュアルにより定める。（非常体制時に移行することを考慮し、非常体制時の分担任務において緊急性の高いものについては、実施すること。）

5 非常体制（災害対策本部設置）

町は、東海地震予知情報が発表されたとき災害対策本部を設置し、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害未然防止及び軽減を図る。

第3節 協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、応援要請又は斡旋を依頼し協力を得る。

2 自衛隊の派遣要請

本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、本編第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」により自衛隊の派遣を要請する。

3 警戒宣言後の緊急輸送の実施

町本部は、警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整を行う。

4 警戒宣言発令前からの準備的行動

町は、災害時応援協定等を締結している他機関、指定行政機関及び指定公共機関の体制を確認するとともに、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行う。

第4節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

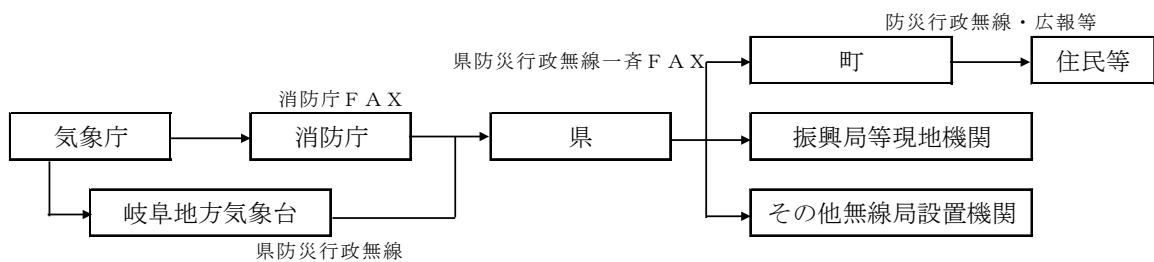
地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期す。

1 伝達する情報

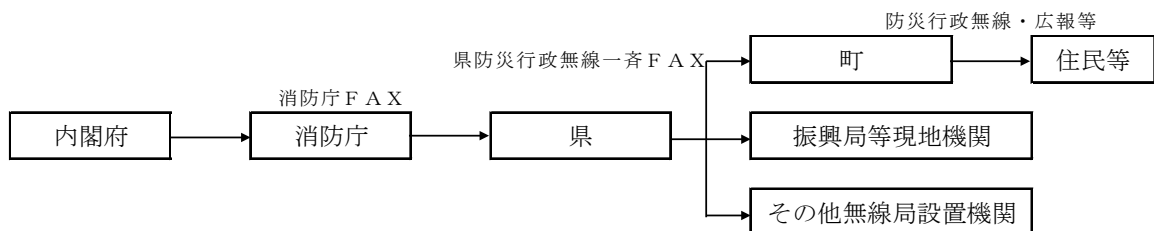
「東海地震に関連する調査情報（臨時、定例）」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言発令。

2 伝達経路図

(1) 東海地震に関連する情報



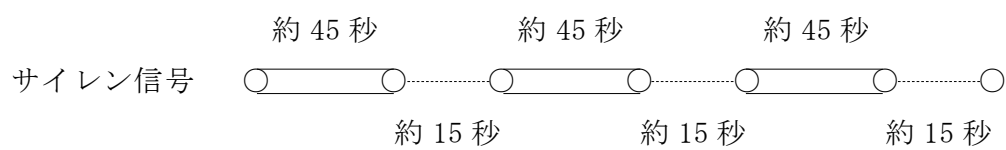
(2) 警戒宣言



3 住民等への伝達

町は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報系防災行政無線（J-ALERTにより自動放送されるが、繰り返し広報を実施する。）等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。なお、警戒宣言が発せられた旨の伝達に使用する防災信号は、次のとおりとする。

《地震防災信号》



(備考)サイレンは適宜の時間継続する。

第5節 広報対策

地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、迅速、的確な広報を実施する。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 広報の内容

町、防災関係機関は、住民等に密接な関連のある事項及び社会的混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して実施する。なお、北方町は強化地域には指定されていないが、的確な広報を行ない、冷静かつ的確な対応を促すよう努める。

《広報の内容》

- ア 地震予知情報等の内容、特に町域内の震度等の予想
- イ 交通規制に関する情報
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 町周辺的生活関連情報
- オ 小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- キ 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- ク 金融機関が講じた措置に関する情報
- ケ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(2) 広報の手段

ア 報道機関による広報

(ア) 情報提供

報道機関に対する情報提供は、町本部が行うものとし、報道機関への情報提供の一元化を図る。

(イ) 報道機関との連携

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、広報広聴班は「災害時の放送に関する協定」に基づく、あらかじめ定めた手続きにより、ケーブルテレビ等による広報事項の放送を依頼する。

イ 防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、町本部が行う。

ウ インターネットによる広報

町ホームページの広報は、町本部が行うものとし、最新の情報等を随時掲載する。

エ エリアメールによる広報

エリアメールによる広報は、町本部が行う。

オ 広報車・消防車による広報

町本部は、町内一円広報車により警戒宣言の発令を広報する。消防車による広報は、災害応急対策に支障のない限り実施する。

2 問い合わせ窓口の設置

住民からの問い合わせの対応は、総務班が中心となり行う。

3 警戒宣言発令前からの準備行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民、事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第6節 事前避難対策

警戒宣言が発令された場合、人命の安全を確保するため、町は自主防災組織と連携し、迅速、的確な避難対策を実施する。

1 避難勧告、指示の発令

警戒宣言が発令された場合、浸水危険地域等の居住者など(以下「災害時危険地域居住者等」という。)の人命の安全を確保するため、避難勧告、指示を発令する。なお、避難勧告、指示等の発令については、第3章第15節「避難対策」に準じ実施する。

2 避難所の措置

避難者に対する、情報等の伝達、飲料水、食料、寝具等の供与、避難所施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置については、第3章15節「避難対策」、第3章17節「食料供給活動」等に準じ実施する。

3 事前避難体制の確立

(1) 避難体制の確立

避難については、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に、自主防災隊に避難体制を確認するとともに、指定避難所、公民館等の施設管理者に避難所開放の連絡、福祉避難所の施設管理者に要配慮者の収容についての事前確認など、迅速に避難体制の確立を図る。

(2) 避難誘導等適切な対応

災害時危険地域居住者等の内、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を用いて、警察、消防、民生委員等の避難支援者等と連携して迅速に実施する。あらかじめ把握した要配慮者の避難については、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携し、避難誘導等適切な対応を実施する。

(3) 避難方法

災害時危険地域居住者等の避難所まで避難するための方法については、徒歩による。ただし、身体障がい者など徒歩による避難が著しく困難な避難行動要支援者については、実情に応じて車両等を活用することにより、避難行動の実効性を確保するよう努める。

4 自主避難

警戒宣言が発令された場合、災害時危険地域居住者等以外の居住者等は、建築年数、耐震性等住宅の構造から地震により倒壊する危険がある場合は、自主避難する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

5 警戒宣言発令前からの準備行動

(1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童、生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者施設

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全対策を図る。

第7節 消防・水防対策

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

1 消防対策

岐阜市消防本部本巢署は、警戒宣言が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報すること。
- (4) 消防車積載品の増強、出場隊の編成など同時多発火災への対応について検討すること。
- (5) 消防団との連携を密にし、不測の事態に備えること。
- (6) 自主防災組織が実施する消火活動等の指導に関すること。
- (7) その他必要な措置。

2 水害予防対策

町本部は、警戒宣言が発令された場合、不測の事態に備えて、次の必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
- (2) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備をとること。
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態へ備えること。
- (5) その他必要な措置。

3 警戒宣言発令前からの準備行動

町本部は、東海地震注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第8節 交通対策

警戒宣言が発令された場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制等を実施する。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路点検により危険箇所を把握し、警戒宣言が発令された場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

(2) 車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

(3) 運転手のとるべき措置

走行中の運転者は、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に駐車し避難する。なお、道路外に駐車できない場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り鍵は付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックせず避難する。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げにならない場所に駐車する。

2 警戒宣言発令前からの準備行動

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫確認及び出動準備を建設業者に要請する。

参考：強化地域に伴う交通規制等

1 一般道路

警戒宣言が発令された場合、一般道路における車両の通行制限は、次による。

- (1) 中津川市での車両の走行は極力抑制
- (2) 中津川市への車両の流入は極力制限
- (3) 中津川市からの車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

2 中央自動車道

警戒宣言が発令された場合、土岐インターチェンジから長野県境間を通行止めにし、飯田山本インターチェンジから中津川市への流入を制限する。

3 鉄道の運転

東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発令された場合の鉄道機関の列車運行は、次による。(県内の状況)

(1) 強化地域：中央本線（恵那～坂下）

ア 注意情報発表時

旅客列車は、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 警戒宣言発令時

旅客列車の強化地域内への進入を禁止する。強化地域内を進行中の列車は、安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。なお、貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。

(2) 周辺地域：中央本線（勝川～恵那、坂下～南木曾）

ア 注意情報発表時

旅客列車は、運転を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域内への進入を禁止する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 旅客列車は、勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。坂下以北で折り返し可能な駅間（南木曾以北）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。

(イ) 長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

(ウ) 貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は、運転状況等を勘案し、可能な範囲で定められた速度で運転する。

第9節 緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 緊急輸送の対象範囲

緊急輸送の対象は、次による。

ア 応急対策実施要員

イ 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ウ その他、町本部が必要と認める人員、物資等

(2) 緊急輸送車両の確認

県及び県公安委員会は、「大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号)」第 12 条の規定に基づき、次により緊急輸送車両の確認を行う。

ア 緊急輸送しようとする機関は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

イ 緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図る。

(3) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとし、県が指定する。なお、県警察は、緊急輸送道路のうち国道 19 号、21 号及び中央自動車道について、優先的に確保する。

ア 第 1 次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次、第 2 次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(4) ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(5) 輸送手段の確保

町は、次により輸送手段を確保する。

ア 地域の現況に即した車両の調達を行う。

イ 必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、斡旋を依頼する。

2 警戒宣言発令前からの準備行動

町は、警戒宣言発令時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、警戒宣言発令前から車両等の確保及び各関係機関に体制の確認、また警察機関に対し交通規制の準備を要請するなどの準備的行動を実施する。

第 10 節 物資等の確保対策

町は、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、関係機関との協力等体制の整備を図る。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 物資確保体制の整備

警戒宣言発令時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、覚書等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料等生活必需品調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

(2) 物資の確保等のための要請、指導

警戒宣言が発令された場合、食料等生活必需品の売惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請指導を行う。また、生活必需品の高騰、売り惜しみ、買占めが起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3) その他関係指定地方行政機関の協力

- ア 育児用粉乳、おにぎり、弁当缶詰等、応急食品（東海農政局）
- イ 生活必需物資（中部経済産業局）
- ウ 災害復旧用木材（中部森林管理局）

2 警戒宣言発令前からの準備行動

町は、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資、食料等生活必需物資の調達体制を確認する。

第 11 節 保健衛生対策

町は、医療関係機関の協力の下に、警戒宣言が発令された場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃及び防疫に関する措置を講ずる。

1 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時の対策

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転倒防止、移動の防止及び諸出火防止対策を確認する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 救急患者を除く外来診療の中止

オ 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の災害発生後への備え

(2) 医療救護班の編成待機

健康班は、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会に医療救護班の編成待機を依頼する。また、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、在庫量を把握するとともに、業者に在庫量を確認し提供の要請を行うよう依頼する。

(3) 清掃

都市環境班は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。

(4) 防疫

福祉班及び健康班は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤及び防疫活動に必要な車両の確保等の準備を行う。

2 警戒宣言発令前からの準備行動

警戒宣言発令時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言発令前から、救護所の開設準備をするとともに、もとす医師会に対し、医療救護班の編成並びに派遣準備を要請する。

第 12 節 生活関連施設対策

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発令された場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道（上下水道班）

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。上下水道班は、災害発生後の断水に備えて住民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

上下水道班は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、災害時における応急復旧に関する協定に基づき、町内指定管工事協同組合に対し水道施設の応急復旧の出動準備を要請する。

イ 応急給水

上下水道班は、災害発生後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ 上下水道班は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるため、その供給を継続して確保する必要がある。電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要に応じて他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材については、生産者、工事

業者などの在庫の確認を行い緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

(1) 警戒宣言発令時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発令された場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材については、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、工事業者に対し出動準備を要請する。

4 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、住民の相互連絡、町、学校、県等への問い合わせ等の増大により、通信が著しく困難となる事態が予想される。西日本電信電話㈱は、通信が困難となった場合には、一般加入者等の使用を適宜制限する等必要な措置をとる。また、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル“171”及び災害用伝言板(Web171)を開設し、安否確認に必要な措置をとる。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱は、岐阜エリアにポータブル衛星通信システム等を配備するとともに、長期停電に備えて移動電源車を配備し電源の確保を図る。また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資機材について、NTTグループ各社の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに、NTTグループ各社に対し、出動準備を要請する。

5 報道

(1) 報道機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図る。

(3) 報道に際しては、社会的混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて住民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、住民等が防災

行動をとるための必要な情報提供に努める。

6 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合には、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知し、顧客の協力を求める。なお、普通預金の払戻業務については、できる限り継続する。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。

7 警戒宣言発令前からの準備行動

町は、水源地等での飲料水確保体制を確認するとともに、応急給水の準備を行う。また、各ライフライン関係機関は、応急復旧の資機材等の確保や工事業者の出動体制の確保等の応急復旧体制の準備を行う。

第13節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発令された場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、町内に帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）が発生することが予想されるため、地震情報の伝達、避難所の提供等帰宅困難者、滞留旅客に対する支援体制を速やかに構築する。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 事業所における帰宅困難者等対策

警戒宣言が発令され、交通規制や鉄道の運行停止などにより、通勤、通学者の中から多数の帰宅困難者が発生した場合、原則、帰宅困難者等の関係のある企業、学校、宿泊施設（以下この節において「事業所」という。）において応急対策を実施する。

(2) 情報提供

町は、防災行政無線、報道機関、インターネット等により、帰宅困難者等に次の情報を提供する。

ア 鉄道等の運行状況の情報

イ 帰宅経路情報

ウ 帰宅支援施設情報

エ コンビニエンスストア等の支援ステーションの情報

(3) 避難所対策、救援対策

帰宅困難者は、むやみに移動を開始しないことを原則とし、必要な避難所対策及び救援対策を実施する。

ア 避難所対策

町は、必要に応じて地域の避難状況を確認し、収容可能な避難所に収容する。

イ 救援対策

町は、食料、飲料水、災害用簡易トイレ等を備蓄し、帰宅困難者等を救援する。

2 警戒宣言発令前からの準備行動

町は、警戒宣言が発令され帰宅困難となった場合に備え、食料、宿泊場所等の確保を図るよう広報する。

第 14 節 公共施設対策

警戒宣言が発令された場合、被災防止措置を実施し、地震発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 道路

道路管理者相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

(2) 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また岐阜土木工業会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

(3) 下水道

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

ア 災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

イ 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保、調査用機材及び応急用器材の点検を実施する。

ウ 処理場

(ア) 点検箇所:機械設備

- a 火災及び爆発の恐れのある設備（燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
- b 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

(イ) 点検箇所:電気設備

- a 中央監視設備(電気設備の稼働状況)
- b 火災の恐れのある設備(受変電設備)
- c 漏洩等による火傷の恐れのある設備(制御電源設備)
- d 防災設備(防災設備、非常用通信設備)

(5) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、概ね次の措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の整備点検
- ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- オ その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- カ 飲料水の緊急貯水
- キ エレベーターの運行中止措置
- ク 出火防止措置及び初期消火準備措置
- ケ 消防設備の点検

(6) 工事中の建築物及びその他工作物又は施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その住民等に対して注意を促すとともに町に通報する。

2 警戒宣言発令前からの準備行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達体制を整えるとともに、工事業者の出動体制を確認する。

第 15 節 大規模な地震に係る防災訓練

警戒宣言が発令された場合、被災防止措置を実施し、地震発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図ることを目的として、必要に応じて本編第 2 章第 8 節「防災訓練」に準じて防災訓練を実施する。

第 16 節 地震防災上必要な教育

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員に対する教育

警戒宣言が発令された場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行う。なお、この教育については、各課で実施する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、住民等に対する防災教育を実施する。この教育は、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素から住民が実施することができる災害応急対策、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の内容

(10) 住民の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(11) 自動車運転中における地震対応

3 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、一般対策計画第2章第9節「防災思想・防災知識の普及」に準じて実施する。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

1 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。）」第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として必要な対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 南海トラフ地震に関する対策の性質

- (1) 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、「南海トラフ特措法」第5条の規定に基づく推進計画とする。
- (3) 「南海トラフ地震に関する対策」は、地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、本篇第3章「地震災害応急対策」に定めるところにより対応する。
- (4) 町は、「南海トラフ地震に関する対策」に基づき、それぞれ必要な具体的対策等を定め、その実施に万全を期する。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本篇第1章第2節に準ずる。

4 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3m以上の津波が予想される市町村であり、県内の推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

第 2 節 南海トラフ地震の対策

1 地震災害予防対策

地震災害予防対策については、本篇第 2 章「地震災害予防」を準用する。

2 地震災害応急対策

地震発生時の応急対策は、本篇第 3 章「地震災害応急対策」を準用する。なお、東海、東南海、南海地震の三連動による複合型地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災のような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意し、災害応急対策を実施する。

3 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）の運用開始に伴う対応

気象庁は、平成 29 年 11 月から当面の間、南海トラフで異常な現象を観測した場合に、「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）を発表することとした。

これを受け、国（内閣府）では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の防災対応のあり方について検討を行い、平成 31 年 3 月、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討するためのガイドライン「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第 1 版】（令和元年 5 月一部改訂）」を公表した。

市町村においては、南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応を定めておく必要があることも指摘されているため、ガイドラインと、また県が示した「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」（令和 2 年 2 月）を参考に、町の体制を下記のとおりとする。

発表される情報	町の対応
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害対策本部の開催 〈構成〉 本部長：町長 メンバー：本部長

	<p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	<p>災害警戒会議の開催</p> <p>メンバー：庁内連絡調整会議構成員</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	関係部局と情報共有

3 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、町は、国、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第3節 防災訓練

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて本編第2章第8節「防災訓練」に準じて防災訓練を実施する。

第4節 地震防災上必要な教育

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

町は、住民等に対する防災教育を実施する。この教育は、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素から住民が実施することができる災害応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 自動車運転中における地震対応

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、一般対策計画第2

章第9節「防災思想・防災知識の普及」に準じて実施する。

第 6 章 地震災害復旧

第 1 節 災害復旧・復興体制の整備

一般対策計画第 4 章第 1 節「災害復旧・復興体制への整備」を準用する。

第 2 節 災害義援金品の募集配分

一般対策計画第 4 章第 2 節「災害義援金品の募集配分」を準用する。

第 3 節 公共施設災害復旧事業

一般対策計画第 4 章第 3 節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

一般対策計画第4章第4節「災害復旧に伴う財政援助及び助成」を準用する。

第 5 節 被災者の生活確保

一般対策計画第 4 章第 5 節「被災者の生活確保」を準用する。

第6節 被災中小企業の振興

一般対策計画第4章第6節「被災中小企業の振興」を準用する。

第 7 節 農業関係者への融資

一般対策計画第 4 章第 7 節「農業関係者への融資」を準用する。